

## 会 議 録

会議の名称	茨木市公の施設使用料免除団体審査会（第1回）
開催日時	平成 25 年 2 月 5 日（火） （午前）・午後） 9 時 30 分 開会 （午前）・午後） 11 時 45 分 閉会
開催場所	茨木市福祉文化会館203号室
出席者	【審査会委員】 坪内隆、矢倉昌子、綾部貴子、木村武俊、木村正文 【担当職員】 北達市民活動推進課長、池田市民学習課長、大神人権・男女共生課長、 吉田危機管理課長、原田福祉政策課長、田川高齢介護課長、 小田地域教育振興課長、増田青少年課長 【事務局】 企画財政部長、財政課長、係長2名、職員1名
欠席者	なし
議題(案件)	・ 公の施設使用料免除団体の審査について
配布資料	・ 次第 ・ 区分別使用料免除申請団体一覧

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>それでは、時間になりましたので、第1回公の施設使用料免除団体審査会を始めさせていただきます。会議に先立ち、各委員をご紹介いたします。</p> <p>《委員紹介》</p> <p>《企画財政部長あいさつ》</p>
事務局	<p>茨木市公の施設使用料免除団体審査会条例第5条において、任期は2年となっておりますので、最初に当審査会の会長を選任いただきたいと思っております。会長の選任につきましては、茨木市公の施設使用料免除団体審査会条例第6条の規定によりまして、委員の互選により選出することとしております。</p> <p>《会長選出・あいさつ》</p>
会 長	<p>まず、公の施設使用料免除団体審査会条例第6条に基づき、副会長を選出したいと思っております。矢倉委員にお願いしたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>
各委員	<p>【異議なし】</p>
会 長	<p>それでは、矢倉委員に副会長をお願いしたいと思っております。</p>
会 長	<p>では、ただいまから審査に入りたいと存じます。まず、審査会の運営に関し、本審査会及び会議録を公開にするのか、非公開にするのかを、皆さんにお諮りしたいと思っております。まず事務局から審査会の公開についての説明を求めたいと思っております。</p>
事務局	<p>それでは、事務局から審査会の公開等について説明申し上げます。本市では、「茨木市審議会等の公開に関する指針」に基づき、審議会等の会議は、個人に関する情報を審議する場合などを除き、公開を原則として、審議会等に諮ったうえで決定することとしております。また、審議に関して提出された資料についても、審議会等の同意を得て傍聴人に閲覧させることができることとしております。会</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
会 長	<p>議録についてもその作成とその公表に努めているところでございます。</p> <p>ただ今、事務局から会議の公開について説明がありました。今後、非公開とすべき案件が発生したときには、皆様にお諮りして会議の非公開を決定することとし、それまでは原則に則り会議は公開し、会議録についても公開することとし、資料についても傍聴者への閲覧を許したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
各委員	【異議なし】
会 長	それでは、本審査会を原則公開いたします。傍聴者がいらっしゃるか確認してください。
事務局	傍聴者は、いらっしゃいません。
会 長	それでは、会議を再開し、議事をはじめます。これから順次、公の施設使用料免除団体の審査を行いますが、直ちに意見なり、ご質問なりをいただくことも難しいと考えますので、市の関係職員から説明又は意見をいただきたいと思いますと考えますがいかがでしょうか。
各委員	【異議なし】
会 長	それでは、地域集会施設について、市の関係職員から説明いただきたいと思います。よろしく申し上げます。
担当職員	<p>地域集会施設は、コミュニティセンター、公民館、いのち・愛・ゆめセンターの3種類の施設であります。いずれも地域の様々なコミュニティ活動の拠点として使用されている実態をとらえ、地域の集会施設として共通の利用施設として位置づけ、同一の免除規定の団体を対象としています。</p> <p>つづきまして、所管しておりますコミュニティセンターについて、</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
担当職員	<p>説明させていただきます。コミュニティセンターは、現在、市内に12館ありますが、この4月からは新しく大池公民館がコミュニティセンターとなりますので、13館となります。設置目的は、市民の地域活動を育成し、ふれあいのある豊かな地域社会を作り、もって福祉の増進を図ることです。地域住民で構成する地域団体から選出された委員によって構成された管理運営委員会によって、指定管理をしていただいております。市民及び市内に所在する団体等が使用でき、開館時間は午前9時から午後10時まで、年末年始は休館となっております。6ヶ月前から申請でき、先着順に使用許可を行い、使用していただいております。また、利用料金の収入をもって、指定管理者が管理運営していただいております。</p> <p>公民館は社会教育法に基づく施設であり、公民館講座、講演会やふるさとまつり等の社会教育事業を行う施設であり、市内には32館あります。設置目的は、社会教育を通して、住民の教養の向上、健康の増進等を図ることですが、これからの公民館はこれまでの学習ニーズに応えるだけでなく、地域の課題への対応や、まちづくりの拠点としての役割もあわせて求められています。公民館の管理運営は、教育委員会から任命された公民館館長、主事、運営委員によって行われています。なお、公民館の使用においては、社会教育法や条例による制約があり、営利活動等は禁止となっております。</p>
担当職員	<p>いのち・愛・ゆめセンターは市内に3館あり、隣保館として地域社会全体の中で福祉の向上、人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして地域住民の福祉の向上をめざし、市民に対する人権啓発を推進し、すべての人権問題の課題解決を図り、人権が尊重される社会の実現に資することを目的に設置している公の施設であります。管理については、市が直接、管理運営を行っております。また、センターの利用を希望する個人や団体に対し、貸館事業を午前9時から午後9時30分まで行っており、利用区分に応じ、250円～1,000円を徴収しております。なお、予約につきましては、1か月前から先着順に受け付けを行っております。</p>
事務局	<p>少し補足しますと、3館とも各施設の規則の別表に、自治会等12</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
担当職員	<p>団体を列挙しており、基本的にこれらの団体を承認するということとなりますので、よろしく申し上げます。それでは、各団体についての審査をお願いします。</p> <p>施設の別表に列挙しております 12 団体は、自治会、公民館区事業実施委員会、自主防災会、防犯協会支部、地区人権啓発推進委員会、人権地域協議会、民生委員児童委員協議会、地区福祉委員会、老人クラブ、市立小・中学校 P T A、小・中学校区青少年健全育成運動協議会、こども会になります。まず、自治会の関係で単位自治会、連合自治会、各団体連絡協議会について説明させていただきます。単位自治会として 210 団体、連合自治会として 35 団体、各団体の連絡協議会として 3 団体が申請されております。</p> <p>まず、単位自治会として、お手元に『北鮎川自治会』、『アーバンビレッジ自治会』、『庄一自治会』の資料を配付しております。単位自治会は、地域の美化清掃活動や・防火防犯・文化・スポーツ等の諸活動を通じて、地域住民が連帯して協調を深めながら明るい住み良い地域づくりを目指して、地域住民の自由意志に基づいて結成された地域の公共的な団体です。市としましては、より良い快適な地域づくりや、地域住民のニーズを市政に反映させること、行政からの情報や連絡を円滑かつ的確に地域住民に伝えることなどを含め、市民と行政の協働のまちづくり推進のための地域の最も基本となる地域団体として大変重要な役割をもつ組織であると認識しております。各単位自治会の申請書には、規約・活動実績・会計収支報告書等を添付しておりますので、具体的な実態についてはその資料を見ていただければ確認していただけると考えております。</p> <p>次に、連合自治会は、単位自治会の集合体として、情報交換や単位自治会では解決できない、校区に共通する広域的な課題解決に向けた取り組みを行うために組織された団体であります。また、連合自治会の代表者によって市全体の自治会組織である自治会連合会が組織されております。各連合自治会の申請書につきましても、規約・活動実績・会計収支報告書等を添付しておりますので、具体的な実態については確認していただけるものと考えております。</p> <p>最後に、各地域の団体連絡協議会として 3 団体が申請されております。この 3 団体は、自治会を中心に、地域の各種団体の役員等を</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
会 長	<p>構成員として組織され、地域全体で連携を図りながら、地域の課題に取り組んでいる団体であります。団体連絡協議会の申請書にも、それぞれ会則・事業報告・会計収支報告書等を添付しておりますので、具体的な実態を確認していただけたらと考えております。</p> <p>それでは、説明のありました自治会等について、ご意見、ご質問等がありましたら、よろしくお願いいたします。</p> <p>質疑なし</p>
会 長	<p>それでは、自治会について、茨木市の公の施設使用料免除団体として妥当である答申をしてよろしいでしょうか。</p> <p>【異議なし】</p>
会 長	<p>それでは、自治会を茨木市の公の施設使用料免除団体に該当する団体として答申を行いたいと思います。引き続き、次の案件について、担当職員から説明いただきたいと思います。</p>
担当職員	<p>公民館区事業実施委員会は、地域の各種団体から推薦された者で結成されており、ふるさとまつり、文化展等の社会教育事業を行う団体です。行政組織ではありませんが、公共性の高い団体であります。今回は、公民館と同数の32団体から申請が出ており、いずれも同様の事業を展開していることから、『茨木』『春日丘』『安威』の3団体の資料を配付しております。資料を見ていただきますと、活動目的は、区域内の住民のために、教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、社会福祉の増進等に寄与することです。活動内容は、ふるさとまつり、地域のレクリエーション、文化展、館報の発行等であり、いずれも本市からの補助金で行っております。これらの事業を実施することにより、地域住民相互の交流やふれあい、連帯や地域力の向上といったコミュニティ活動の活発化を図ることができ、豊かな住みよい地域社会を築くことにつながると考えております。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	次に、予算・決算については、申請書の最後に添付しているとおりです。最後に、公民館区事業実施委員会は、全地域でふれあい豊かなコミュニティの醸成と促進に向けた役割を担う団体の一つとして、また、コミュニティセンターの管理運営委員会を構成する一員として、地域で活動しておりますので、よろしくお願ひします。
委 員	各団体の決算状況を見ているのですが、市から各団体への補助金はどういった方法で決まるのですか。
担当職員	運営部分について基本額が6万円あり、その他に地域の人口に応じて人口割というものを加算しております。
委 員	不足分は寄付金で賄っているということですか。
担当職員	そうです。例えば、ふるさと祭りの実施には、50万～100万円程度の経費がかかってきますので、市からの補助金で足りない部分は、寄付金など地域で対応することになります。
委 員	茨木公民館区事業実施委員会の23年度決算と24年度予算を比較すると、金額が若干減少しているが、何か理由があるのでしょうか。
担当職員	24年度は、小学校で耐震補強工事が行われた関係で、ふるさとまつりが実施されなかったため、額が減少しております。
会 長	会則によると、事務所は公民館に置くとなっているが、会議室の使用と、事務所の使用は、明確に区別出来ているのか。また、事務所の使用実態はどうなっていますか。
事務局	公民館区事業実施委員会の活動の拠点が公民館にある、ということになりますので、使用料は生じていないという実態にあります。
委 員	公民館区事業実施委員会は、全公民館にあるのですか。
担当職員	はい。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
委 員	公民館活動は、公民館区事業実施委員会が行っているということですか。
担当職員	はい。ふるさとまつり等の活動の受け皿となっています。
委 員	公民館長というのは、公民館区事業実施委員会とは別に置いておられるのですか。
担当職員	はい。公民館という施設の管理・運営を行うため置いております。
委 員	公民館長は、市の職員から選ばれているのですか。
担当職員	いえ、地域の中から推薦された方の中から、教育委員会が任命しております。常時、公民館におられる訳ではなく、非常勤となります。
会 長	公民館の管理・運営は、公民館区事業実施委員会が行っているわけではないのですか。
担当職員	はい。公民館の管理・運営は、公民館長・主事・運営委員によって行っております。公民館区事業実施委員会は、市からの補助金などをもとに、ふるさとまつり等の地域の事業を実施しております。
会 長	ということは、公民館区事業実施委員会が公民館の管理・運営を行っているから、使用料は免除されるということではないのですか。
担当職員	はい。あくまで、公民館の管理・運営は公民館長・主事・運営委員によって行われており、公民館区事業実施委員会の活動とは別物です。
事務局	公民館区事業実施委員会は、ふるさとまつりなど、地域とつながりの強い活動を実施しておられますし、団体のメンバーも地域の方々ですので、事務所は公民館に置いているというのが実態です。



議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
会 長	<p>また、市内の小中学校区すべてに公民館区事業実施委員会があり、ふるさとまつりやスポーツ大会等、地域とつながりのある活動をしておられるという点も補足させていただきます。</p> <p>事業実施委員会が、公民館のどのスペースを、どのように使用するかということ、公民館の管理運営規定などにきちんと明確に定めておく必要があるのではないのでしょうか。今後、同じような件で議論になってくると、いつか免除団体から外されかねないですし、また、公民館区事業実施委員会であるから、公民館の使用料が免除されるというのでは、そもそも免除審査会で審査する必要があるのかということにもなってくる。その辺を踏まえて、今後、改めていただければと思います。</p> <p>他にご意見等がないようでしたら、32の公民館区事業実施委員会について審査に付したいと思います。32の公民館区事業実施委員会について、茨木市の公の施設使用料免除団体として妥当である答申をしてよろしいでしょうか。</p>
委 員	【異議なし】
会 長	<p>それでは、公民館区事業実施委員会を茨木市の公の施設使用料免除団体に該当する団体として答申を行いたいと思います。</p> <p>引き続き、次の案件について、担当職員から説明いただきたいと思ひます。</p>
担当職員	<p>自主防災会は、災害時に自分たちの地域は自分たちで守るという目的で、市内各地域で結成されている団体です。災害時の役割をそれぞれ決められ、班編成されて、いざという時に備えておられます。地域によれば、ハザードマップを作成されている所もありますし、一人暮らし高齢者世帯の把握等をされている所もあります。年間の活動としては、地域での防災訓練の他、防災に関する研修等です。市としましては、自主防災組織は災害対策の切り札でありますし、今後ますます活性化を図っていきたく思っておりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>引き続き、防犯協会地域防犯支部について、説明させていただきます。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
会 長	<p>まず。防犯協会は、警察と連携し、犯罪者の検挙に関する協力や、少年の非行防止等の活動を推進していますが、地域防犯支部はその下部組織として位置づけられております。支部の活動としては、地域防犯支部の普及宣伝や、地域防犯対策の推進であります。具体的には、青色防犯パトロール車で地域を巡回し、街頭犯罪の見守りを行うことなどです。地域によっては、地域安全センターを設置し、地域の防犯活動に積極的に取り組んでいただいているところであります。以上です。</p> <p>それでは、説明のありました自主防災会と防犯協会地域防犯支部について、ご意見、ご質問等がありましたら、よろしく申し上げます。</p>
委 員	<p>地域安全センターというのは、防犯協会地域防犯支部の1つのセクションですか。</p>
担当職員	<p>大阪府が推進している事業で、府内に約190箇所設置されています。小学校にセンターを設置し、地域・学校・関係団体等が連携して、地域の防犯対策を進めていくというものです。</p>
委 員	<p>先程の説明の中で、自主防災会では研修を実施しているということでしたが、3ページの資料を見てみると、24年度の実施計画においては未定となっています。この点について、具体的な取り組みを教えていただきたいのと、もう1点は、ハザードマップを作成されている所があったり、一人暮らし高齢者世帯の把握等をされている所があったりするということですが、福祉関係の機関と連携をとっておられるのか教えていただけますか。</p>
担当職員	<p>まず、福祉関係の機関との連携についてですが、一人暮らし高齢者世帯等のデータは保管していますが、個人情報や防犯上の問題等があり、事前に関係団体に渡すことはしておりません。今後、そのような問題をクリアしたうえで、データの活用等を検討していきたいと思っております。次に、24年度の実施計画についてですが、防災訓練をすでに実施しておりますが、具体的な研修日程については</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	手持ちの資料がないため即答できません。
委 員	自主防災会の設置根拠を教えてください。
担当職員	災害対策基本法第7条第2項に住民の責務が規定されており、それに基づいていると認識しております。
委 員	事務所は“会長宅に置く”となっていたり、“小学校に置く”となっていたりするのですが、それぞれの団体が決めるのですか。
担当職員	はい、そうです。
委 員	配付資料の中の決算を見ていると、自治連絡協議会から収入を得ている団体もあれば、それ以外から収入を得ている団体もあるのですが、これも各団体バラバラですか。
担当職員	はい、そうです。
委 員	特に、市からの補助金はないのですか。
担当職員	防災訓練や防災研修等に対する事業補助があります。あと、団体設立時に約200万円程度の防災資機材の供与・貸与をしております。
会 長	他に、ご質問がないようでしたら、説明いただいた団体について審査に付したいと思います。それでは、自主防災会・防犯協会地域防犯支部について、茨木市の公の施設使用料免除団体として妥当である答申をしてよろしいでしょうか。
委 員	【異議なし】
会 長	それでは、自主防災会・防犯協会地域防犯支部を茨木市の公の施設使用料免除団体に該当する団体として答申を行いたいと思います。引き続き、次の案件について、担当職員から説明いただきたい

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
担当職員	<p>と思います。</p> <p>地区人権啓発推進委員会は、1月末現在で市内26小学校区に設置されており、今回はそのうち19団体から申請がありました。お手元に『水尾小学校区人権啓発推進委員会』『清溪地区人権啓発推進委員会』の資料を配付しておりますが、そのうち『水尾小学校区人権啓発推進委員会』の申請書に基づき、説明させていただきます。まず、団体の目的としては、申請書の次に会則があり、その3条において、基本的人権の尊重の精神に基づき、住民の人権意識の向上と住民相互の人権尊重の確立を目指すことを目的としております。その事業内容については、会則の4条において、研修会の開催や、人権啓発のための活動が規定されております。そして、組織については会則の5条において、小学校の教職員や、PTA、地域団体の代表者等で構成すると規定しております。具体的な活動としては、人権に関する講演会や研修会等への参加、人権問題への取り組み、人権が守られた豊かで住みよい街づくりを目指した活動であります。今回、申請された19団体はすべて同様の活動をしており、茨木市立いのち・愛・ゆめセンター条例施行規則の別表に記載された団体であります。資料としましては、会則・事業報告・会計報告等を添付させていただいております。</p> <p>つづきまして、人権地域協議会について、説明させていただきます。人権地域協議会は、市内に豊川・みなみ・三島の3団体があります。免除申請は、この3団体からあがっております。お手元にお配りしました『茨木市人権豊川地域協議会』の申請書に基づき、説明させていただきます。お手元の資料の12ページをご覧ください。会則の3条には、大阪府及び茨木市の同和問題の解決のための施策をはじめ、人権施策に協力し、差別のない人権尊重の実現に寄与することを目的としております。主な事業としては、第4条で同和問題の解決のための施策や、人権施策の推進に関する行政および関係機関との調整・協力・連携をはじめとして、人権意識の向上を図るための学習活動等を実施しております。具体的な活動としては、資料の8ページに事業計画があり、自立支援のための各種相談業務や、人権意識の向上を図るための啓発活動、研修会の実施等をされております。これら3団体についても、茨木市立いのち・愛・ゆめセン</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
会 長	<p>ター条例施行規則の別表に記載された団体であります。以上です。</p> <p>それでは、説明のありました地区人権啓発推進委員会、人権地域協議会について、ご意見、ご質問等がありましたら、よろしく願います。</p> <p>質疑なし</p>
会 長	<p>それでは、地区人権啓発推進委員会、人権地域協議会について、茨木市の公の施設使用料免除団体として妥当である答申をしてよろしいでしょうか。</p> <p>【異議なし】</p>
会 長	<p>それでは、地区人権啓発推進委員会、人権地域協議会を茨木市の公の施設使用料免除団体に該当する団体として答申を行いたいと思います。</p> <p>引き続き、次の案件について、担当職員から説明いただきたいと思えます。</p>
担当職員	<p>それでは、茨木市民生委員児童委員協議会について、説明させていただきます。茨木市民生委員児童委員協議会についてですが、民生委員法に基づき厚生労働大臣に委嘱された民生委員を各地域に配置しており、茨木市の定員は 400 人で、実際は 393 人の民生委員がおります。それらをまとめて民生委員・児童委員の団体として、茨木市民生委員児童委員協議会が市域をまとめるという形で、1つ結成されております。</p> <p>申請書等に記載しておりますが、昭和 23 年に組織され、社会奉仕の精神に基づき、常に住民の立場になって相談に応じ、市や社会福祉協議会の行う福祉サービスを地域住民に結び付けるパイプ役となって活動されております。各小学校区に地区委員会があり、この地区委員会が地域での情報交換等の会議のために、公民館やコミュニティセンターを利用されることから、免除申請されています。</p> <p>次に、地区福祉委員会について、説明させていただきます。地区</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
会 長	福祉委員会は、地域内の各種団体と連携し連絡調整を図ることで地区福祉を推進するとともに、社会福祉協議会の活動に寄与する団体であり、市内に 33 団体あります。活動内容は、高齢者のための交流会や、子育て世代や障害を持つ方々、その他全般への支援等です。市から社会福祉協議会を通じて、活動費等の補助を行っております。
委 員	それでは、ご意見、ご質問等がありましたら、よろしく申し上げます。
担当職員	民生委員児童委員協議会と地区福祉委員会について、23 年度の利用実績を教えてください。
委 員	民生委員児童委員協議会については、少なくとも毎月 1 回は情報交換の場として定例的に会議を行っていますので、年間 12 回は利用されています。他にも、各種打ち合わせ等を月 1 回実施されていますので、全体で月 2 回は利用されていると思います。地区福祉委員会の方は、事業報告を見ていただくとわかりますとおり、かなり細かな活動をされておりますので、月 2 回と言わず、ある程度まとまった回数利用されていると思います。
委 員	地区福祉委員会は、市の社会福祉協議会から補助金をもらっているのですか。
担当職員	市から社会福祉協議会に補助金を支出し、それに社会福祉協議会独自の補助を上乗せして、地区福祉委員会に補助を行っております。
委 員	補助金の流れは、手元の決算書上はどう見るのですか。
担当職員	まず、社会福祉協議会からの補助金の一番初めに運営補助の数字が出てきます。また、社会福祉協議会からの補助金の額がそれぞれの事業ごとに記載され、社協から 176 万 8,505 円が入ってきているということがわかります。それと、地域の方から地区福祉委員会に寄付等があったりして、総額 386 万 5,727 円という数字になってお

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	ります。 先ほどの綾部委員から質問のありました、自主防災会と福祉機関との連携という点で、福祉政策課長から補足をお願いします。
担当職員	地区福祉委員は、民生委員を兼ねている方が8割強おられ、地域内の要保護者の把握を日常的にされています。防災会には、民生委員がほぼ入っておられますので、非常時の対応は地区福祉委員が行うことになると思います。
委員	民生委員の活動は、地区によって活発な所と、そうでない所があるとされていますが、茨木市の場合はどうですか。
担当職員	総合保健計画の策定時に、茨木市民にアンケート調査を行いました。民生委員の認識の度合いは50%弱でした。市としては、何か困ったことがあれば、民生委員の所に行っていただきたいと思っておりますので、その認識を上げる取り組みを行っているところです。現在、地域福祉ネットワーク事業を進めており、公民館やコミュニティセンターで週1～2回の頻度で、民生委員が中心となって福祉まるごと相談会を行っております。24年度は9小学校区で実施しております。事業の実施目的の1つとしては、民生委員に地域福祉の担い手であるという意識をもっていただくことです。茨木市には400人の民生委員がおり、実際にどの程度の温度差があるかはわかりませんが、次のアンケート調査の際は、認識度が向上するよう努めていきたいと思っております。
委員	ということは、民生委員さんが施設を使用する頻度が高くなるということですか。
担当職員	いえ、民生委員自身の施設使用頻度が高くなるということはないと思います。
委員	地区福祉委員の活動において、児童や子育て世帯に対する支援はどのような状況になっていますか。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
担当職員	子育て世帯に対する支援について、ニーズは大変高くなってきていますので、現在、力を入れていただいております。地区福祉委員会は、社会福祉協議会の事業を担っており、具体的には、地域内にたまり場を作り、そこに子育て世帯にも集まっていただき、困りごと等への支援を行っております。
委 員	各小学校区にあるのですか。
担当職員	そうです。
委 員	規約を見ると、事務所を公民館内に置くとなっている団体と、会長宅に置くとなっている団体がありますが。
担当職員	ほとんどの団体は、会長宅に事務所を置いています。公民館内に事務所があるというよりは、活動の拠点を公民館に置くということであり、地域内で活動される地区福祉委員会が区内のどこに拠点を置くかということになった時に、公民館に置かれたのではないかと思います。
委 員	それについては、先程もあったように、管理運営規定に明確な規定がなされていないということになりますよね。
委 員	先程、会長がおっしゃったように、今後明確に規定しておくべきではないですか。
担当職員	現在、公民館とコミュニティセンターの統合を進めておりますので、それも踏まえて、今後、整理していきたいと思っております。
会 長	事務所も公の施設ですから、実態はどうであれ、今後きちんと明文化すべきであると思っておりますので、よろしく申し上げます。また、ここで詳しく議論すべきことではないのですが、市と社会福祉協議会と地区福祉委員会との間の補助のあり方についても、別途検討していただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。



議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
会 長	<p>それでは、茨木市民生委員児童委員協議会と地区福祉委員会について、茨木市の公の施設使用料免除団体として妥当である答申をしてよろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>【異議なし】</p>
会 長	<p>それでは、茨木市民生委員児童委員協議会と地区福祉委員会を茨木市の公の施設使用料免除団体に該当する団体として答申を行いたいと思います。引き続き、次の案件について、担当職員から説明いただきたいと思います。</p>
担当職員	<p>老人クラブについて、説明させていただきます。単位老人クラブは基本的に町ごとに組織され、その集合体が茨木市老人クラブ連合会になります。お手元の資料の1番初めにあります『豊川地区老人クラブ連合会』は、単位老人クラブと市老連の中間組織になります。今回は、全部で73団体から申請がありました。単位老人クラブは全部で約150団体ありますが、そのうち約半数が地域集会施設を使用したいと申請を行っております。具体的な活動内容につきましては、お手元の資料のとおりです。活動目的は、会員の健康の増進や親睦をはかり、高齢者の生きがいづくりや健康づくりを推進することにより、明るい地域社会の実現や保健福祉の向上等を図ることです。事業内容は、教養の向上を図るため講座を実施したり、健康を増進させるため健康体操をしたり、親睦と団結を図るためレクリエーションを行ったりされています。また、地域社会への貢献として様々な奉仕活動も行っておられます。地区老人クラブ連合会は、基本的に会員からの会費をもとに運営され、それに加え、助成金として補助金が出ています。お手元の資料を見ていただきますと、実際の活動として、6月20日に高齢者の体力測定を実施したり、東コミュニティセンターで講座を行ったり、安威川の河川敷でクリーンキャンペーンという奉仕活動に取り組んでおられます。最後に、地域に施設をお持ちの場合は、申請されておられません。</p>
会 長	<p>それでは、ご意見、ご質問等がありましたら、よろしく願います。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
委 員	老人クラブの施設利用実態を教えてください。
担当職員	具体的な実績は即答できませんが、今回申請のあった73の団体が仮に10回～15回程度利用されたとすれば、700回から1,000回位の利用頻度になるのかなと思います。
委 員	老人クラブの会員数を教えてください。
担当職員	2月現在の数字では、9,083人になります。ここ数年は減少傾向にあり、平均年齢も70代後半位になります。老人クラブには60歳から加入できますが、若い世代の加入があまり進んでいないことから、地域内のつながりが希薄になってきているのかなと思います。
会 長	老人クラブは、作ろうと思えばすぐ立ち上げられるのですか。
担当職員	基本的には町が1つの単位ですので、マンションが出来たから老人クラブを新たに立ち上げようとしても、簡単に立ち上げられるものではないです。むしろ、近年、数が減ってきていますので、数団体が合併している例も見かけます。
会 長	ということは、同一の町には1つだけということですね。
担当職員	そうです。
会 長	それでは、老人クラブについて、茨木市の公の施設使用料免除団体として妥当である答申をしてよろしいでしょうか。
委 員	【異議なし】
会 長	それでは、老人クラブを茨木市の公の施設使用料免除団体に該当する団体として答申を行いたいと思います。引き続き、次の案件について、担当職員から説明いただきたいと思います。
担当職員	それでは、市立小・中学校の単位PTAについて、説明させてい

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
担当職員	<p>ただきます。</p> <p>市立小・中学校の単位PTAは、保護者と教職員が協力し、学校と家庭にとどまらず、地域コミュニティにおける総合的な教育力の向上を目的とする団体です。地域と連携した活動の中では、通学路を含む地域内の安全の確保や、夏祭りを中心とした地域イベントへの協力の他、多くのコミュニティセンターの管理運営委員会の構成団体となり、地域活動の推進に貢献しておられます。また、各小中学校により若干表現の違いはありますが、ほとんどのPTAにおいて各規約の中で目的欄に、学校と家庭と地域の連携を謳っておられます。目的を同じくする地域の団体と協力することが出来るということを定めているため、現状、自治会やこども会等の団体と連携を密にして活動を行っております。</p>
会 長	<p>それでは、ご意見、ご質問等がありましたら、よろしくお願ひします。</p>
委 員	<p>小学校以外には、どこの施設を利用されているのですか。</p>
担当職員	<p>基本的には学校を利用されていますが、夜間など誰もいない場合や、地域の方と連携して多数の方に参加していただく場合は、学校に一番近い地域集会施設を利用されています。</p>
委 員	<p>23年度の利用実績を教えてくださいませんか。</p>
担当職員	<p>学校によって利用頻度が異なりますので、詳しいことはお答えしかねます。特徴としては、毎年申請団体が異なるということと、申請団体が年々増加傾向にあるということです。</p>
会 長	<p>今回申請のあったのは市立の小・中学校ということですが、私立の小・中学校や、幼稚園、保育園からの申請はなかったのですか。</p>
担当職員	<p>はい、私立の小・中学校は学校施設が充実しており、公立の施設を利用しているという状況がうかがえないことや、コミュニティセ</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
会 長	<p>ンターの構成団体に入っていないことから、市立小・中学校のPTAのみの申請とさせていただいております。また、幼稚園、保育園については、要望等はありませんが、コミュニティセンターの構成団体に入っていないことから、申請を受け付けておりません。</p> <p>申請を受け付けていないということですが、申請をしようとした団体はあったのでしょうか。</p>
担当職員	<p>はい、初年度はこの審査会に申請を上げさせていただき、その旨を報告しましたが、コミュニティセンターの構成団体に入っていないことから、免除団体にならなかったものです。</p>
会 長	<p>それでは、市立小・中学校のPTAについて、茨木市の公の施設使用料免除団体として妥当である答申をしてよろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>【異議なし】</p>
会 長	<p>それでは、市立小・中学校のPTAを茨木市の公の施設使用料免除団体に該当する団体として答申を行いたいと思います。引き続き、次の案件について、担当職員から説明いただきたいと思います。</p>
担当職員	<p>これから、説明させていただく団体は、青少年の健全育成を目的とした団体であり、コミセンの管理運営委員会の構成団体として、各地域の特性を踏まえて各地域において健やかな青少年の育成を展開いただいております。まず、中学校区の青少年健全育成運動協議会は、中学生の非行問題等に関わりまして、市長が会長を務めます青少年問題協議会の提唱により、昭和53年度から順次結成された団体です。小学校区の青少年健全育成運動協議会は、中学生の抱える問題解決には人間関係やコミュニケーションが大切であるということから、昭和57年度から随時結成していただいております。</p> <p>続きまして、単位子ども会、校区子ども会についてですが、地域の子供たちが遊びを中心とする異年齢の集団活動を通して、創造性・協調性・実践力を養い、生きる力を身につけることを狙いとした、地域で子供を育てるための団体であります。資料として、会則、予</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	算、決算等を添付しております。これらの団体は、免除団体としての要件を満たしている団体と考えておりますので、審査の程、よろしく申し上げます。
会 長	それでは、ご意見、ご質問等がありましたら、よろしく申し上げます。
委 員	健全に運営されているかどうかのチェックはされていますか。
担当職員	市からの補助金が出ていますので、関係する部分についてのチェックはしております。
会 長	すべての団体から申請が出ているわけではないのですね。
担当職員	はい、老人クラブの審査でもありましたように、自前の施設をお持ちの場合は申請が出ていないところもあります。
会 長	こども会は、市内に何団体あるのですか。
担当職員	約 260 団体あります。
会 長	こども会は、自治会と連動しているのですか。
担当職員	基本的にはそうです。
会 長	それでは、青少年健全育成運動協議会とこども会について、茨木市の公の施設使用料免除団体として妥当である答申をしてよろしいでしょうか。
委 員	【異議なし】
会 長	それでは、青少年健全育成運動協議会と、こども会を茨木市の公の施設使用料免除団体に該当する団体として答申を行いたいと思います。引き続き、次の案件について、担当職員から説明いただきたいと思います。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>今回、いのち・愛・ゆめセンターの免除基準について、規則改正を行いました。その改正の趣旨、団体内容について、担当課から説明しますので審査の程よろしくをお願いします。</p>
担当職員	<p>今回、当該施設の設置目的、利用団体の活動実績等を鑑み、さらに公平性・適切な運営を確保するために規則を改正しました。現在、いのち・愛・ゆめセンターは、コミュニティセンターや公民館と同様に地域集会施設という位置づけで、共通の免除基準に基づき免除しております。一方で、いのち・愛・ゆめセンターは、社会福祉法に基づく隣保館ということで、地域住民の福祉の向上を目指し、市民に対する人権啓発を推進し、すべての人権問題の解決を図り、人権が尊重される社会の実現に資することを目的とする施設でもあります。隣保事業につきましては、社会福祉法に基づき、無料または低廉な料金で使用させることとされています。初年度の審査において申請されたものの、非該当とされた団体から訴訟が行われたという背景を考慮し、当センターが隣保機能を有するという側面から、施設の設置目的を満たす活動実績がある地域住民で組織された当事者団体を免除対象とできるよう規則改正したものです。お手元に配付しました、いのち・愛・ゆめセンター条例施行規則第6条の2をご覧ください。従前は、6条の2については1つの号を設けていましたが、今回は新たに第2号以下を追加しました。その内容ですが、“ア”において「センターの設置目的に照らし、運営上特に連携が必要と認められる地域住民の団体であること。」および“イ”において「他の施設において当該施設の使用料等が免除されていないこと。」の以上2つを追加しました。</p> <p>つづきまして、免除申請をおこなった団体について、説明させていただきます。まず、『部落解放同盟大阪府連合会』の3支部、道祖本支部、中城支部、沢良宜支部であります。お手元に配布しております道祖本支部の資料の18ページをご覧ください。会則の2条に団体の設立の目的が記載され、部落差別から部落民衆を完全に解放することとされており、あらゆる差別の撤廃に向けて現在活動を行っておられます。構成については、第3条において、地域において活動する被差別部落出身者をもって構成すると記載されています。具体的な事業内容としては、部落差別の撤廃に向けた活動を行うとともに、多文化共生や障害児共生への取り組みや、地域での人権学習</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>会の実施等です。各支部とも、今年度の総会等の資料を添付しております。この3団体とも改正の趣旨、施設の設置目的に適合し、運営上連携が必要と認められる地域住民で構成された団体であることから、25年度からは免除団体に該当すると考えております。</p> <p>最後に、『NPO法人 三島コミュニティ・アクションネットワーク』から申請いただいております。茨木市及び周辺地域を基盤に、地域の課題の発見や、地域住民同士の共助の仕組み等を提案し、教育・文化・環境等全般を高めることに関する事業を実施されております。構成員が、法人の目的に賛同して入会した団体、個人等であることから、免除要件である“地域住民で構成された団体”という点、また、元々あいセンターが地域活動推進の拠点であるということから、免除対象とすることは難しいのではないかと考えております。</p>
会 長	<p>それでは、ご意見、ご質問等がありましたら、よろしく申し上げます。</p>
委 員	<p>部落解放同盟の3支部は免除団体に該当し、NPO法人は該当しないということですね。</p>
担当職員	<p>はい。免除の要件が“地域住民による団体”という点や、地域活動の推進という点から、3支部については地域住民で構成され、地域の特性に応じて活動されているという点を鑑み、今回、免除対象となるのではと考えております。</p>
会 長	<p>規則上「運営上特に連携が必要と認められる」となっているが、どういう連携がどういうふうに必要なのか。</p>
担当職員	<p>元々、いのち・愛・ゆめセンターは解放会館として同和問題の解決のために設置された施設であったという歴史がありますが、平成14年に特別対策の期限が切れ、現在は一般対策のもとで同和問題に限らずあらゆる差別や偏見の解消に取り組んでいます。ただ、同和問題については、現状も就職差別やネット上での様々な人権侵害事象が発生しており、問題が解消されたわけではありません。そういった点から、あいセンターとしては、地域住民と連携を図っていく</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
会 長	<p>必要があると考えております。</p> <p>運営上というのは、いのち・愛・ゆめセンターの運営上ということですね。特に連携が必要というのは、過去からの実績であるとか、法律的な改正があっても未だにそのような事象が継続しているということから、連携が必要と判断されるということですね。</p> <p>ということは、今後は、部落解放同盟以外に運営上特に連携が必要と認められる団体は出てこないと思っていいのでしょうか。</p>
担当職員	<p>現在におきましては、今回免除申請を行っております部落解放同盟大阪府連合会の3支部が想定されると思われれます。ただ、人権問題というのは大変幅の広い問題でありますし、新たな問題も生じていますので、今後新たな団体が出てくることも考えられます。</p>
会 長	<p>今後も、個別案件が出てくるということですね。</p>
担当職員	<p>はい。</p>
委 員	<p>規則の6条の2は、前回までは全くなかったのですか。</p>
担当職員	<p>いえ、6条の2の2号を追加したということで、1号については従前からありました。</p>
委 員	<p>いのち・愛・ゆめセンターの施行規則だけが改正されて、男女共生センターや他の地域集会施設については、改正はなかったということですか。</p>
担当職員	<p>いのち・愛・ゆめセンター以外に、男女共生センターも改正していますが、それについては、第2回の審査会で説明させていただきます。</p>
委 員	<p>NPO法人については、免除団体には当たらないと考えられているのですね。</p>
担当職員	<p>はい、そうです。</p>



議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
委 員	それは、地域住民以外の方も構成員に入っておられるからですか。
担当職員	それもありますし、それに加えて、団体の元々の目的も合わせて総合的に判断したうえで、免除団体には当たらないと考えております。
会 長	それでは、部落解放同盟3支部については、茨木市の公の施設使用料免除団体として妥当である答申をし、NPO法人三島コミュニティ・アクションネットワークについては、茨木市の公の施設使用料免除団体として妥当としない答申をしてよろしいでしょうか。
委 員	【異議なし】
会 長	それでは、部落解放同盟3支部については、茨木市の公の施設使用料免除団体に該当する団体として、NPO法人三島コミュニティ・アクションネットワークについては、妥当としない答申を行いたいと思います。引き続き、青少年センターについて、担当職員から説明いただきたいと思います。
担当職員	青少年センターについて、説明させていただきます。青少年センターの設立の趣旨は、自主的、組織的な青少年活動を助長することによって、青少年及び青少年団体の健全な育成及び人権文化の高揚を図ることです。この要件を踏まえ、審査をお願いしますが、青少年センターにかかる申請団体は、スカウト団体のみにとなります。青少年健全育成連絡会やこども会については、地域で活動しているということで地域集会施設の方に申請され、重複して申請することは出来ないことから、スカウト関係団体のみにとなります。逆に、スカウト団体については、コミュニティセンターの管理運営委員会に入っていないため、地域集会施設での免除申請は出来ません。各団体によって表現の仕方に違いはありますが、活動を通じて青少年の優れた人格を形成し、青少年の健全育成に寄与することを目的としておられます。各団体とも、青少年センターの設置目的に適合していますし、清掃活動や募金活動等を市と協働して行っています。野外活動やボランティア活動を通じ、青少年の育成に努めていただいているところであります。その他の項目についても、免除団体としての要件を満たしていると考えますので、審査の程よろしくお願

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
会 長	<p>します。</p> <p>今回、申請が出ているのは何団体ですか。</p>
担当職員	<p>6 団体になります。</p>
会 長	<p>それでは、他に質問がないようでしたら、スカウト団体について、茨木市の公の施設使用料免除団体として妥当である答申をしてよろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>【異議なし】</p>
会 長	<p>それでは、スカウト団体について、茨木市の公の施設使用料免除団体に該当する団体として答申を行いたいと思います。</p>
会 長	<p>本日の審査は以上になりますが、今後の日程について事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>日程につきましては、次回は2月7日(木)午前9時30分から同じ場所で行いたいと思いますので、よろしくお願いします。</p> <p>また、今日貴重なご意見をいただきました。事務所をどこに置くのか等、もっと明確に規定すべきであるとの指摘をいただきましたので、今後、それに沿った形にしていきたいと思います。以上です。</p>
会 長	<p>それでは、以上をもちまして、第1回公の施設使用料免除団体審査会を終わりたいと思います。</p>